

【特別養護老人ホーム等の指導について】

Q 1 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護保険施設では、介護保険制度の改正による施設給付の見直しや介護報酬の改訂などにより、経営が厳しくなっている状況から、昨年9月議会の本委員会で対応策や国への要望について質問を行った。府は状況を十分把握し、必要に応じて国に対し改善が図られるよう要望していくとの答弁だったが、その後の対応について問う。

その後も施設運営が厳しい状況が続いていると聞いており、さらに、景気の回復により、転職を希望する職員の増加やより高額な所得を求め辞めるなど、施設職員の確保が難しくなってきたと言われている状況を考えると、それがひいては施設に入所されている高齢者へのサービスの質の低下を招くことになりかねないと心配するが、入所者の安心や安全を確保するため、事業者に対しどのような指導を行っているか問う。

A 1 (高齡介護室施設課長)

昨年11月、国に対し、介護報酬について、物価や賃金などを総合的に勘案し、府域における生活や経済状況に配慮した設定を行うよう要望したところである。

また、事業者に対しては、入所の方が安心して安全に生活できるよう、全施設を集めて行う集団指導において、入所者へのサービス提供の留意点などをまとめた運営マニュアルを配布して、適切な運営について注意喚起を図るとともに、各施設個別に現地で行う実地指導においては、国の基準省令等に基づきチェックリストを作成し、サービスの質の向上が図られるよう、きめ細かな指導を行っているところである。

## 【危機管理の指導について】

Q 2 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護保険施設は、地震や火災等が発生した場合に自分の力で避難できない高齢者が数多く入所している施設である。このような高齢者が、施設で安心して安全に生活を送ることができるようにするためには、施設における常日頃からの危機管理が重要であり、特に、火災が起こると多数の入所者が被害を受ける恐れがあり、実践的な避難訓練が必要と考えるが、各施設において、府の指導に基づき避難訓練は実施されているのか。

各介護保険施設は、火災に限らず、災害を想定し、定期的に訓練を実施し、施設職員が速やかに入所者を誘導し、安全に避難できる体制を整えておくことが必要である。

また、入所者の多くは、感染症への抵抗力が弱く、昨年来からノロウイルスによる感染症が社会問題になっているように、一度感染すると重体になることもあり、感染症の予防対策が今後ますます重要になってくると考える。

そこで、府では、災害対策をはじめ、感染症対策や事故防止などの危機管理について、どのように施設を指導しているのか。

また、その際、市町村等関係機関との連携はどうしているのか問う。

### A 2（高齢介護室施設課長）

特別養護老人ホーム等の介護保険施設における危機管理の指導については、実地指導時において、施設内の状況を調査し、感染症対策や事故発生防止策に向けた取組状況の確認を行うとともに、非常災害対策に関する具体的計画、定期的訓練の実施状況、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制、避難設備、消防用設備の定期点検の状況などを確認し、改善すべき内容を文書で通知し、施設からの改善報告を受け指導の徹底に努めている。

お示しの介護保険施設における火災の避難訓練については年2回実施し、そのうち1回は夜間を想定した訓練を行うよう指導している。今年度、特別養護老人ホーム100施設の実地指導で訓練の実施状況を確認したところでは、全ての施設で実施しているが、約1割の施設が年1回、また約1割弱の施設が夜間想定での避難訓練を行っていない状況であった。

これら改善が必要な施設に対しては、文書により指導を行い、速やかに基準どおり実施するよう指導を徹底している。

また、毎年定期的に全施設に対し、避難訓練の自主点検表の提出を求め、各施設における実施状況を確認しているが、今後は、自主点検表に消防署への実施報告書の写などの添付を求め、避難訓練実施の徹底を図ってまいりたい。

感染症対策については、施設内における感染症対策委員会の設置、感染症防止の指針の策定、職員研修の実施などの指導を行っており、事故防止についても、同様に事故発生防止のための指針の策定、事故発生防止委員会の設置、事故が発生した場合の原因究明と再発の防止などの指導を行っている。

また、指導に際しては大阪市をはじめ堺市、東大阪市、高槻市の政令市や中核市と

役割分担を行うことにより、介護保険施設が年々増加している中で、より多くの施設を指導できるようにしている。また、所管の保健所と連携を図ることにより、専門的見地から、感染症対策の指導内容の充実を図り、より効果的な指導に努めている。

【施設の耐震対策について】

Q 3 知事は今府議会における府政運営方針において、府民の安全を守るため、10年後の耐震化率9割以上を目指して、民間住宅耐震化のスピードアップと、府有建築物の耐震化を計画的に進めるという方針を説明した。

先程も述べたように、高齢者施設には自力で避難できない方が多く、ひとたび災害を受けると予想以上の大きな被害になる恐れがある。

そこで、特別養護老人ホーム等を利用する高齢者が、安心して安全に、また快適な居住環境の下で暮らしていくことができるよう、耐震強度上問題のある施設の耐震性の向上や、老朽施設の居住環境の改善が必要と考えている。

各施設における耐震性の現状把握を行い、具体的な改修方針や、支援策などを早急に検討し、緊急性の高い施設から対策を講じるべきと考えるがどうか。

A 3 (高齢介護室施設課長)

特別養護老人ホームなどの介護施設においては、災害時に自力で避難ができない方々が多くおられ、利用者の方々が安心して安全に生活していただくため、老朽施設の耐震性の確保や快適な居住環境の確保が重要であると認識している。

建築基準法における現行の耐震基準は昭和56年6月に施行されており、それ以前に建築された施設の中には、現行基準に適合しないものもあり、また、既に建築後25年以上を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、耐震性の確保とともに居住環境の改善が求められているところである。

このような状況を踏まえ、府としては、老朽施設の改築や改修などにより、耐震性の向上や居住環境の改善に取り組む必要があると考え、来年度予算に改築や大規模改修について16施設を想定し、総額約30億円を計上しているところである。

お示しのとおり、緊急性の高い施設から計画的に改修を進めるため、本年夏頃までに、耐震改修等に係る補助要綱を策定し、市町村や各事業者あてに積極的に周知してまいりたい。

今後とも、利用者の安心・安全の確保のため、老朽施設の改築・改修について、計画的に進められるよう支援してまいりたい。

【無届施設に対する指導について】

Q 4 これまで介護施設における入所者の安心と安全の観点から質問してきたが、最近その安心と安全を根底から覆すような高齢者虐待の事件が千葉県の無届施設において発生した。

このような無届施設を放置すれば人権侵害など様々な問題が生じる可能性があることを端的にあらわしたもので許しがたい事件である。

千葉県で事件を起こした無届施設は有料老人ホームとしての届出が必要であると思うが、大阪府においては、有料老人ホームの無届施設の現状をどのように把握し指導していくのか問う。

A 4（高齢介護室施設課長）

お示しの千葉県の無届施設における人権侵害事件については府としても許しがたい事件と認識している。

有料老人ホームに関しては、老人福祉法の改正に伴い、平成18年4月からこれまで10人以上とされていた人数要件が廃止され、入居人数にかかわらず高齢者向けに事業として、食事の提供や入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設は有料老人ホームに該当することとなった。

本府では、国の動きを受けて平成17年7月に府内市町村あてに定員9名以下の高齢者居住施設について調査を実施し、市町村より回答のあった7施設に対し届出指導を行い、平成18年7月に1施設から有料老人ホームの設置届の提出を受けている。

有料老人ホームについては届出により設置することとなっていることから、強制的に指導を行うことは困難であるが、残る6施設について引き続き届出がなされるよう努めてまいりたい。

今後とも、無届施設の存在が確認されれば放置することなく市町村と連携を図り届出指導を行い、千葉県のような痛ましい事件が発生しないよう適正な指導に努めてまいりたい。

今回質問した介護保険施設や有料老人ホームは高齢者にとって日常生活を営む重要な生活の場であり、ひとたび災害や感染症が発生すれば、大きな被害が生じる恐れがある施設であることをしっかりと認識してもらいたい。

千葉県のような痛ましい事件が二度と起こらないよう、府としても、今まで以上に使命感を持って、高齢者の人権が守られ、安心して、安全に暮ることができるよう施設運営の指導に全力で取り組んでももらいたい。